

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **金融保証契約の保有者側の取扱い**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という）の金融保証契約の保有者側の取扱いについて ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。なお、議論の展開次第でステップ 4 において別途検討を行う。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 486 回企業会計基準委員会（2022 年 9 月 6 日開催）の信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮に関する審議において、担保以外の信用補完として金融保証の保有者側の取扱いについても取り上げるべきとの意見が聞かれたため、発行者側の会計処理と合わせて取り扱うこととしていた。
3. 金融保証契約の発行者側の会計処理については、第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）及び第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）における「IFRS 第 9 号『金融商品』における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理」においてステップ 3 において検討すべきものと位置付けられ、同日、内容の審議が行われた。
4. 本委員会においては、金融保証契約の保有者側の定めを確認の上、ASBJ 事務局の分析及び提案を審議する。

## III. 会計基準の定めの確認

### （IFRS 第 9 号における定め）

5. IFRS 第 9 号では、金融保証契約の保有者側の取扱いについて、信用損失の定義及び信用補完の考慮について次のように定めている（IFRS 第 9 号 B5.5.55 項。下線部は ASBJ 事務局による追加）。

**IFRS 第9号付録A 信用損失の定義**

契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取る  
と見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フロー  
不足）を、当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調  
整後の実効金利）で割り引いたもの。（中略）

考慮するキャッシュ・フローには、保有している担保の売却又は契約条件と不可分の他の信用  
補完により生じるキャッシュ・フローを含めなければならない。（後略）

**IFRS 第9号 B5.5.55 項**

予想信用損失を見積る目的上、予想されるキャッシュ不足の見積りは、契約条件の一部である  
担保及び他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローのうち企業が区分して認識してい  
ないものを反映しなければならない。担保付の金融商品について予想されるキャッシュ不足  
の見積りは、抵当権実行の可能性が高いかどうかを問わず、抵当権実行により見込まれるキャ  
ッシュ・フローの金額及び時期（当該担保の取得及び売却のためのコストを控除）を反映する  
（すなわち、期待キャッシュ・フローの見積りは、抵当権実行の確率とそこから生じるキャッ  
シュ・フローを考慮する）。したがって、契約の満期後に担保の実現から見込まれるキャッ  
シュ・フローがあれば、この分析に含めるべきである。抵当権実行により取得した担保は、本基  
準書又は他の基準書において関連する資産の認識要件を満たす場合を除いて、担保付の金融  
商品と別個の資産としては認識しない。

6. 前項に記載のとおり、IFRS 第9号では、金融保証が貸付等の契約条件と不可分及び  
契約条件の一部である場合<sup>1</sup>には、当該金融保証により見込まれるキャッシュ・フロー  
を予想信用損失（以下「ECL」という。）の見積りにおいて考慮することが求めら  
れている。一方、契約条件の一部ではない場合には、別個の契約として、契約の性  
質に応じて、関連する IFRS 基準に基づき会計処理が行われる<sup>2</sup>。
7. 金融保証が貸付等の契約条件の一部であるかどうかに関しては、2019年3月に開  
催された IFRS 解釈指針委員会で検討されたとおり、IFRS 第9号 B5.5.55 項におけ  
る2つの条件（本資料第5項下線部）の両方を満たす場合に契約の一部として ECL  
の見積りに考慮するが、クレジット・デフォルトスワップ（CDS）のように、デリバ  
ティブとして IFRS 第9号に従い別個に会計処理されるものは考慮しないことがア

<sup>1</sup> IFRS 第9号において「契約条件と不可分」と「契約条件の一部」は同じ意味で用いられてい  
るため、本資料の以下では「契約条件の一部」と記載する。

<sup>2</sup> 例えば、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に基づき偶発資産として会計処理さ  
れるケースがあると考えられる。

ジェンダ決定されている。

8. 前項に加えて、2015年12月に開催されたITG会議<sup>3</sup>では、「契約条件の一部」とは何を意味するのかについて次の例を用いて検討され、その評価において、信用補完は必ずしも貸付契約の中に明示されている必要はない旨が言及された。
  - 貸付等の契約に、信用補完契約が参照されている（例：ローンの償却スケジュールに、債務者が支払うべき保険料が組み込まれている。）。
  - 信用補完が現地の法律や規制で要求されている。
  - 信用補完契約が貸付契約と同時、かつ貸出を想定して締結されたものであり、貸付契約から独立して信用補完契約のみを譲渡することができないもの。
  - 貸付契約の後に契約した親子間保証のような信用補完で、第三者への譲渡を行う場合は貸付契約と保証契約を個別に譲渡することができない。
9. また、欧州証券市場監督局（ESMA）は、新型コロナウイルス感染症の影響下において発出されたガイダンス（2020年3月）<sup>4</sup>や執行（enforcement）データベース（2022年5月）<sup>5</sup>において次のように言及しており、金融保証が貸付等の契約条件の一部であるかどうか実務において判断する際に考慮されている可能性もあると考えられる。
  - 現地法令等により信用補完が求められている場合（広範に適用される金融モラトリウム又は経済支援や救済措置と合わせて提供される公的保証等）、契約上に明確な記載がない場合においても予想信用損失の見積りに考慮する。
  - 信用補完契約と貸付契約の締結のタイミングが同時である場合、契約条件の一部と考えられる可能性がある。ただし、これらの契約の締結のタイミングが同時であることのみをもって、信用補完と貸付契約が一体であると結論付けるには不十分であり、ビジネス・モデルやリスク管理戦略を考慮の上、評価する必要がある。
10. なお、金融保証が契約条件の一部となる場合、支払保証料は、取引コストとして実効金利の計算に含まれると考えられるが、実効金利法による償却原価に関連す

---

<sup>3</sup> IFRS 第9号における新たな予想信用損失の要求事項の実施のための支援を提供することを目的に、IASBによって時限的に設立された金融商品の減損に関する移行リソースグループ

<sup>4</sup> Accounting implications of the COVID-19 outbreak on the calculation of expected credit losses in accordance with IFRS 9 (2020年3月)

<sup>5</sup> 26th Extract from the EECS' s Database of Enforcement (2022年5月)

る定めを取扱いについては、ステップ2において今後引き続き検討することとしているため、本資料では分析の対象外としている。

**(日本基準における定め)**

11. 金融商品会計基準等<sup>6</sup>及び日本公認会計士協会「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(以下「DCF法の監査上の留意事項」という。)では、貸倒懸念債権又は破産更生債権等の貸倒見積高の算定方法として、財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法(以下「DCF法」という。)により算定することを求めており、次のとおり、いずれの方法においても保証による回収見込み額を考慮する必要がある(金融商品会計基準第28項(2)、(3)、金融商品実務指針第113項から第115項及びDCF法の監査上の留意事項第2項②)。
- 財務内容評価法：債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定することが求められている。
  - DCF法：債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする。またDCF法を採用する場合の監査上の留意事項として、債務者の再建計画等の合理性や遂行状況、債務者の財政状況だけではなく、保証人の財政状況も考慮することが求められているため、一般的にはDCF法においても、保証による回収見込額が考慮されることが考えられる。

**IV. ASBJ事務局の分析**

12. 本資料第5項から第9項に示しているとおり、IFRS第9号では、保有する金融保証を貸付等の契約条件の一部として引当に反映するか又は他の会計基準等に従って会計処理すべきかに関しては、貸付及び金融保証等の信用補完の契約条件や個々の状況に基づき判断することが求められる。

---

<sup>6</sup> 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

13. ここで、我が国の現行実務において貸付契約に金融保証等の信用補完が付される例としては、信用保証協会の保証付き貸付金や団体信用生命保険が付与された住宅ローン等が挙げられる。これらの貸付は、通常、借手と貸手との間で保証や保険が付されることを前提として貸付契約と同時に締結されることから、現行の我が国の実務においては、通常、貸付と保証等を一体として捉え、保証等による回収見込額を貸倒見積高の算定上、考慮していると考えられる。
14. また、銀行等金融機関で取り扱われる他の信用補完の例として、個々の貸付契約単位ではなく、保有ポートフォリオの全体的な信用リスク・エクスポージャーを削減するため、CDSを締結するケースが考えられる。この場合、現行実務においても金融商品会計基準等に従いデリバティブとして別個に会計処理し、貸倒見積高の見積りに考慮していないと考えられる。
15. 本資料第13項及び前項を踏まえると、現行実務においても、保有する金融保証等を一体とみなして貸倒見積高の算定に考慮するか他の会計基準等に従って別個に会計処理すべきかを個々の契約条件や状況に照らして区別しており、IFRS第9号における取り扱いと基本的な相違はないと考えられる。
16. そのため、本資料第5項のIFRS第9号の定めをそのまま取り入れた場合であっても、金融保証契約の保有者側の取扱いに関して、実務への重要な影響や実務上の困難さは生じないと考えられる。

## V. ASBJ事務局の提案

17. 本資料第12項から第16項の事務局の分析を踏まえ、国際的な比較可能性の確保を図るために、本資料第5項のIFRS第9号の定めをそのまま取り入れることが考えられるかどうか。

### ディスカッション・ポイント

本資料第17項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以上